

茂原市橘樹神社境内地出土の経塚遺物

西 野 元

目 次

1. はじめに	413
2. 神社地の概要	413
3. 神社所蔵の土器	414
(1) 外筒	415
(2) 蓋	416
(3) 蓋 (皿)	417
(4) 外筒・蓋の検討	417
4. 神社所蔵土器の由来に関する資料	419
(1) 『発見届』の概略	419
(2) 『発見届』の構成	420
(3) 『発見届』の検討	420
(4) 『発見伺』の概略	421
5. 『陶器記』の記載	421
(1) 『陶器記』の概要	421
(2) 『陶器記』の構成	422
(3) 『陶器記』と『社記絵図』の比較	423
6. 『社記絵図』及び『口上覚』の記載	423
(1) 『社記絵図』の概略	423
(2) 『口上覚』の概略	424
7. 出土後の遺物の取扱い	424
8. 墳丘出土の常滑壺	425
9. まとめ	426

1. はじめに

茂原市本納に所在する橘樹神社は、式内社として、また、旧上総国二之宮として古くから知られた社である。現在の本殿は寛政12年（1800）の再建であり、前年からの造営に際して、社地より11個の瓮壺が出土したことを『上総國誌』（安川 1879）は記しているが、出土品の詳細については触れていない。この記事はその後の地誌等にも引かれ（長生郡教育会 1913、千葉県 1919）現在に至っている。

小杉楹邨こすぎすぎむらの手になる『徴古雜ちようこざつ（襍しろう抄しょう）』（以下『雑抄』と表記）中の『圖畫』（以下『図画』と表記）の中に『上総國橘神社獲陶器記』（以下『陶器記』と表記）として出土時の寺社奉行宛届の写本が収められている。この別紙の絵図面中に瓶とされる遺物は形状等から壺と推定し得るが、他は如何なるものか判断に苦しむ図柄である。

寛政11年出土時の遺物について確認することとし、茂原市教育委員会の津田芳男氏を通じて現宮司の杉山正晃氏すぎやままさてる⁽¹⁾に有無をお訊ねしたところ、当時のものは埋め戻されたようであるが、別に来歴の不明な遺物があるとのことで、それらについて実見し、実測する機会を与えて戴いた。折しも市教育委員会と千葉県史料研究財団とによる神社所蔵文書の整理と表題目録の作成が行われており、その途次で、仮目録に基づいて『陶器記』の記載を補う文書や、現存する遺物の来歴に関する文書を杉山氏が発見され、その旨を杉山氏から御教示戴き、資料を披見することも出来た。その結果、神社に所蔵されている遺物の中に外筒と蓋が含まれ、寛政11年に出土した遺物も同類であろうと考えることが出来た。

また、社殿後背の弟橘媛を葬った御陵とされる中腹から、常滑壺が発見され、市教育委員会の手で取り上げる機会にも遭遇し、この場所が、経筒の集中埋納地であったと推定するに至った。

本来の関心は、『図画』所載の記録と現存する遺物類を対比・検討して『雑抄』の性格を追求するという学史研究面にあったが、関連する資料も発見されたので、本稿では、神社に現在所蔵されている遺物、これに関係する文書、及び社殿再建時に遺物が出土した際の関係文書を紹介するとともに、それぞれを対比して検討を試みることにする。

2. 神社地の概要（図1，写真1 - ①・②・③）

出土遺物の由来を説明する都合上、社地の現状を記しておく。

神社名については「橘樹神社」「橘樹神社」「橘木神社」等の表記があるが、現在の正式の社号は「たちばなじんじゃ」で「橘樹神社」と表記する。

神社は旧房総街道に沿って南北に連なる本納地区ほんのうの街区最北端に位置し、社地の北側には水田が広がっている。図1は明治15年の「千葉縣上総國長柄郡本納驛近傍村落」（迅速2万分1図）から神社周辺の部分を示した。現在は、神社の東側にJ R外房線、更に東に国道128号線の両線が南北に走っているが、神社から本納街区にかけては往時の俵を良く留めている。

本殿背後は高さ7～8mの高まりで、鬱蒼とした樹木に覆われ、古来、弟橘媛を葬った場所として崇敬されてきている。この高まりを築くための土を掘った痕が、拜殿の前面南西にある吾妻池であるとの伝え

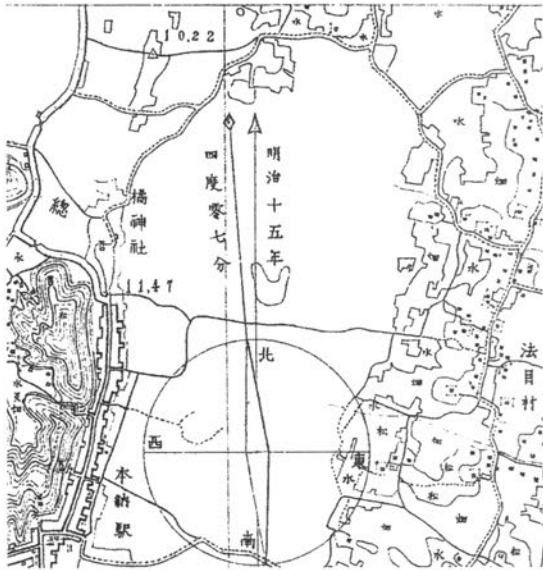


図1 橋樹神社の位置 (明治15年迅速2万分1図)

がある。高まりは、中腹よりやや上に勾配が緩くなる段状の部分があり、2段の形状を呈している。

高まりについては実測が行われていないので、正確な規模、形状は不明であるが⁽²⁾、平面形は径約50m前後の円形で、東側と西側に裾に沿って溝状に低い部分が見られ、東側部分は通路となっているが、西側部分は水田との境で僅かに水を湛えている。高まりが人工であるのか、丘陵末端の島状部分の自然地形であるのかは判断し得ないが、段状の部分が残ることから自然地形を整形したと考え墳丘としておく。

寛政11 (1799) 年に現在の本殿を造営するに当り、墳丘裾の開削に伴って土器等が出土したことは【資料3】に記す通りで、墳丘南側裾部分を凹字状に削り込んだ部



① 本殿と後背の墳丘



② 本殿西側の板石



③ 墳丘全景 (北西)

写真1 橋樹神社境内

分に本殿は位置している。本殿西側の墳丘裾には横穴式石室の閉塞の様な板石が見えているが、性格・由来等は明らかでないとのことである。

本殿の南は幣殿、その南に拝殿が続いている。拝殿の西側に宝物殿があり、その南が社務所となって、参道を隔てて吾妻池と対している。嘗ては社殿前面に茂っていたと伝えられるタチバナの木は現在は残っておらず、新しく拝殿前面の左右に植栽された若木が見られる。

境内地一帯は縄文時代中期を主体とする宮ノ下遺跡 (茂原市 No81) として周知されており (財団法人千葉県文化財センター 1999)、付近の民家には採集された縄文土器、弥生土器、石器等が所蔵されている。

3. 神社所蔵の土器 (表1・2, 図2, 写真2～9)

現在、神社には21個体の土器が所蔵されているが、何れも土師質の土器で、本殿に13個、宝物殿に8個と分かれて収納されている。器種と法量等の概要を表1, 2に掲げておく。

本稿では、資料1・3に関係するものとして、外筒⁽³⁾ 3点、同上蓋2点、直接の関係はないが、参考

表1. 本殿収納土器概略一覧

番号	器種	法量 (cm)				色調	胎土	焼成
		口縁径	底(上)径	器高	器壁厚			
1	外筒	22.2	21.2	21.3	1.2~1.5	明橙褐色	砂混じる	良好
2	外筒	17.3	18.2	16.9	1.1~1.4	明橙褐色	砂混じる	極めて良好
3	蓋	25.7	22.3	3.9	1.1~1.8	灰橙褐色	中粒, 砂混じる	良好
4	蓋(皿)	15.9	13.4	2.3	0.7~0.8	灰橙褐色	砂混じる	良好
5	蓋(皿)	14.8	11.8	2.6	0.6~0.7	橙褐色	砂混じる	やや軟
6	皿	*15.4	11.2	3.7	0.7~0.9	明橙褐色	細, 砂混じる	良好
7	皿	12.6	5.3	2.6	0.6~1.1	明赤褐色	かなり粗	軟
8	皿	12.2	5.7	2.3	0.4~0.7	橙褐色	細, 砂混じる	やや軟
9	皿	*11.1	3.5	2.5	0.7~1.0	淡灰橙褐色	細, 砂混じる	良好
10	皿	11.0	3.5	2.7	0.5~0.9	橙褐色	細, 石粒含む	良好
11	皿	10.8	5.6	2.4	0.5~0.8	橙褐色	砂混じる	やや軟
12	皿	10.6	5.3	1.9	0.6~1.0	灰橙褐色	細, 石粒含む	良好
13	皿	9.8	4.9	2.0	0.5~0.8	橙褐色	細, 砂混じる	良好

表2. 宝物殿収納土器概略一覧

番号	器種	法量 (cm)				色調	胎土	焼成
		口縁径	底(上)径	器高	器壁厚			
1	外筒	16.2	17.5	13.8	1.3~1.5	灰橙褐色	砂混じる	良好
2	蓋	*22.8	*18.5	3.3	0.8~1.4	灰橙褐色	砂混じる	良好
3	皿	14.2	11.0	2.5	0.7~1.2	明灰橙褐色	細, 砂混じる	良好
4	皿	12.5	5.3	2.7	0.6~0.8	明橙褐色	細, 長石混じる	良好
5	皿	11.1	6.7	2.7	0.7~0.9	明橙褐色	細, 砂混じる	良好
6	皿	10.0	4.8	2.0	0.6~0.9	明赤褐色	砂混じる	良好
7	皿	9.8	4.8	1.9	0.6~1.0	明橙褐色	砂混じる	良好
8	皿	9.2	3.8	2.0	0.4~0.6	赤褐・彩色	細, 砂混じる	軟

註 1. 番号は器種別に法量の大きい順に附した。
2. *印は復元推定値であることを示す。

に蓋(皿) 2点の計7点を取り上げる。

(1) 外筒

本殿に2点, 宝物殿に1点が収納されている。個体の大小はあるが, 形状は底径と口径の差が小さく, 筒状を呈し, 縦方向に稜線が目立つ粗い造りであることが共通する。本殿に収納されていた2点は, 八分目程度まで乾いた砂質土が入っていたが, その中には何も含まれていなかった。

① 本殿No.1 (図2-1, 写真2)



写真2 外筒(本殿No.1)

輪積みした器壁外面を底部から口縁方向に粗く縦削りして成形しているので, 作成時には逆さに伏せた状態で作られたのであろう。成形後に上を撫でているので, 縦方向に鈍い凹線となっている。幅約30mm前後の粘土板を縦に並べ回し, それらを撫付けて成形した様な感を与える。内面は上部の約2/3前後は縦・斜方向の粗い撫付け, 下約1/3は横方向に撫付けている。内外両面とも粗い成形なので器壁の厚さは部位により差が見られる。

口縁上面は平坦であるが、器高は高い部分21.7cm、低い部分20.8cmと口縁が僅かに傾斜する。底面は細かく削って成形され、ほぼ平坦である。

② 本殿No.2 (図2-2, 写真3)

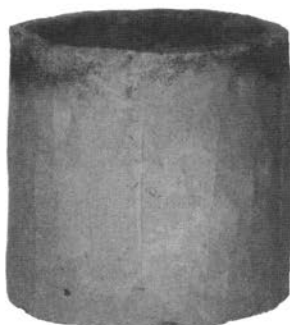


写真3 外筒(本殿No.2)

輪積み後の外面は、底部から口縁方向に粗く縦削りして成形したままの状態、境目の稜線が明瞭である。部分的に削った端の部分が深くなり沈線状となっている。口縁端から25~30mmの間は燻した様な黒褐色を呈している。蓋を被せた痕跡かと思われる。内面は縦方向に粗く削った後、横方向に粗く撫付けている。口縁上面は平坦であるが、内側の縁を斜めに削いでいる。

底面は細かく削って成形され、ほぼ平坦であるが、中央部約1/2は僅かに上げ底気味になる。

器肌には光沢があり、現存する3個体の中では最も焼成が良い。

③ 宝物殿No.1 (図2-3, 写真4)



写真4 外筒(宝物殿No.1)

②同様に輪積みした外面を底部から口縁方向に粗く縦削りして成形したままの状態、境目の稜線が明瞭である。口縁端から胴部中央にかけて、縦方向に沈線状の溝が不規則な間隔で切り込まれている。溝の幅は2~5mm前後で、深さは1~2.5mmである。内面は横方向にかなり粗く粗く撫付けている。

口縁上面は平坦で、上面のみ煤けた様な黒褐色を呈している。縁の外側はかなりの部分が円周に沿う様に欠け、小さな蓋を無理に被せたために生じた様な感を抱かせる。

底面はほぼ平坦で、細かく削っている部分もあるが、全体的にはかなり雑な削り方で成形されている。小型であるのみならず、全体としての造りも3個体の中では最も粗い感を与える。

(2) 蓋

(1)の外筒に対応する蓋であるが、個体別の対応関係は明らかではない。本殿に完形に近い個体と、宝物殿に欠損した個体とが各1個収納されている。両者とも粗い削りで成形された同工の造りである。

① 本殿No.3 (図2-4, 写真5)

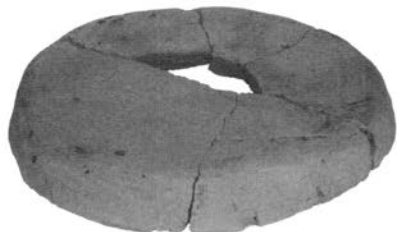


写真5 蓋(本殿No.3)

器壁上面は粗い削りで成形した後、一定方向に幅狭い削りで調整している。側面部分は円周に沿って横方向の削り調整が見られる。内面は幅の狭い削りと指の幅くらいの間隔で、比較的大まかに撫で調整され、若干の凹凸がある。平坦部に比して側面縁部がかなり肥厚する。

収納時は中央部分を除いて6片に割れていたが、完形に接合し得た。割れ口の新旧から、発見時は真っ二つの状態であったと判断出来る。中央の欠損部は割れ口が新しいので、発見後に破碎した後で失われたのであろう。なお、上面の一部に発掘時に鋤鍬が当たった

ためと思われる大きな削痕がある。

② 宝物殿No.2 (図2-5, 写真6)



写真6 蓋 (宝物殿No.2)

測縁部は1/4強, 上面部は1/2弱を残している。器壁上面は回転削りの後を部分的に粗い削りで成形したかと思われる。側面部分は幅7~10mm幅で横方向に削り, 上面部との境は円周に沿って削っている。内面は粗い削りの上を幅の狭い削りで調整している。側面が肥厚するのは①と同工である。

割れ口が新しいので本来はより多くの部分が残っていたと思われるが, 現存する土器の中には接合し得る部分は残っていなかった。



① 本殿No.1と本殿No.3



② 本殿No.2と宝物殿No.2

写真7 外筒と蓋の組合せ参考例

以上に述べた外筒と蓋との関係については, 直接に組合せを示す手懸りは何も得られない。法量だけで蓋に納まる外筒との組合せは, 外筒①と蓋①, 外筒②と蓋②の二通りが考えられるので, 『図画』絵図面の図柄を考える参考までに両者の写真を示す(写真7-①・②)。

(3) 蓋(皿)



写真8 本殿No.4 蓋(皿)

本殿No.4, No.5 (図2-6・7, 写真8・9)

本殿に収納されている皿の中の2点である。上向きに用いるか, 下向きに用いるかで蓋か皿かの違いを生じるが, 形状として大きな変りはない。敢えて蓋としたのは, 上面(底部)が意識的に調整され, 神社所蔵の他の皿と較べた時著しく異なる故である。



写真9 本殿No.5 蓋(皿)

他の皿の底部は, 轆轤から切り離した後調整を加えないか, 簡単に周りを削るだけであるのに対し, この2点の上面は, 細かい削りで平滑に仕上げられ厚さも薄い。胴部と上面の接する境は, No.4が縦方向の細かい削りで調整し, No.5は幅広い縦方向の削りの上に横方向の撫でを加えている。

蓋とした場合, 対応する容器となる遺物が直ちには見当たらないが, 後述する様に(1), (2)が外筒又は経筒であり, 遺跡も経塚群と考えられることから, 壺の蓋である可能性が大きいと考えた。

なお, その他の皿については, 古代から近世まで幅広い時期に互っているが, 中世を中心として所謂カワラケが多いことを付記しておく。

(4) 外筒・蓋の検討

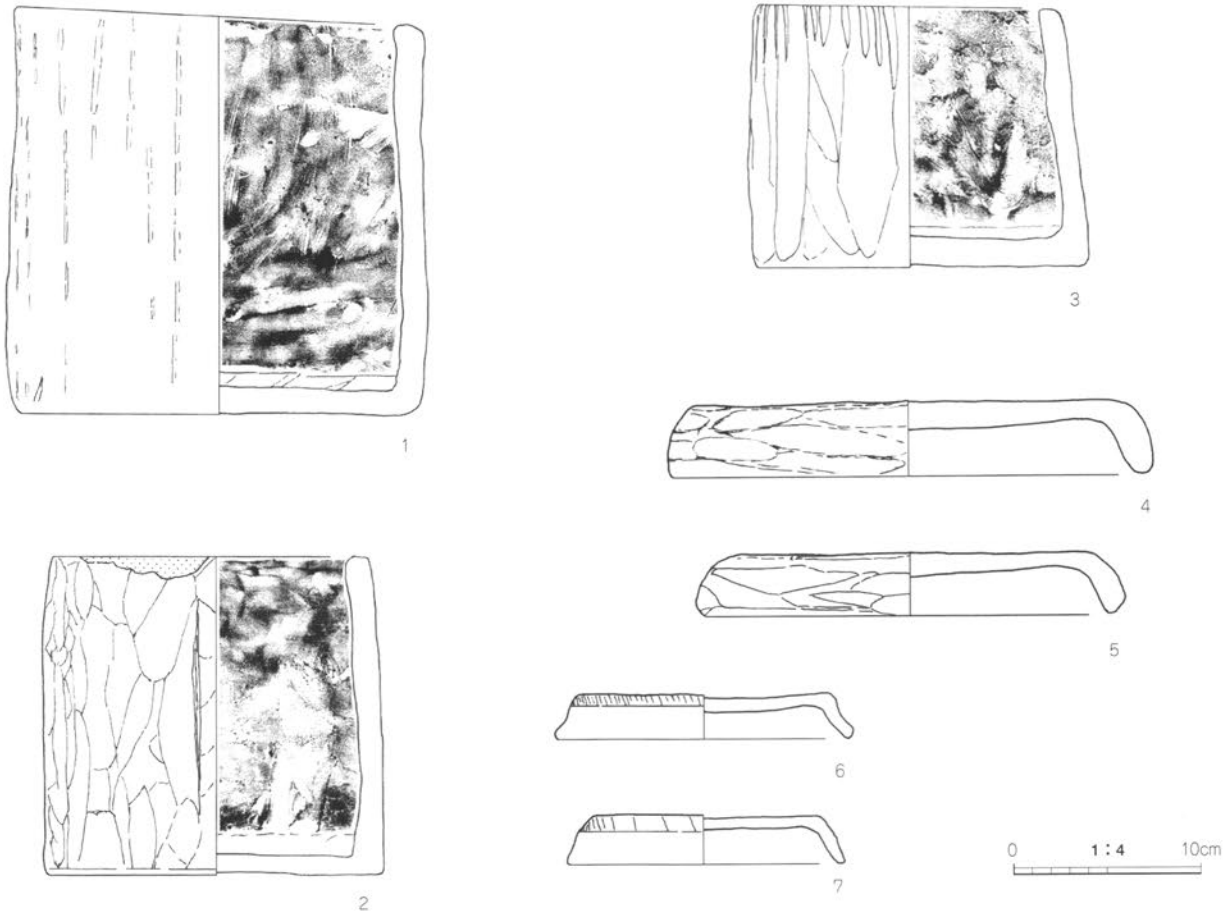


図2 橘樹神社所蔵遺物実測図

外筒及びその蓋に関して、県内の類例は寡聞にして知らないが、近県では茨城県西茨城郡岩瀬町門毛^{かどげ}経塚出土品の中に見られる（阿久津 1985）。

門毛経塚出土品は茨城県立歴史館に収蔵されている。土採取工事に際する不時発見のため、遺跡や遺構等の詳細は不明とのことである。区域内からは中世墓の遺物も出土しているが、経塚関係の遺物としては、^{かどげ}門毛経筒1、青銅打ち物経筒4、外筒1、同蓋1の他、白磁碗、緑釉水注、須恵器・渥美焼壺、常滑四耳壺等の副納品が多数見られる。

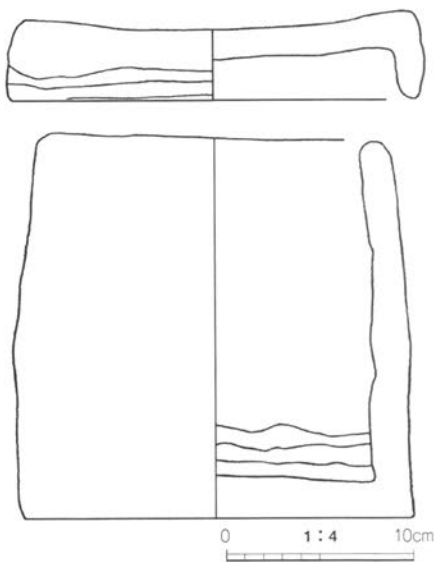


図3 門毛経塚経出土の外筒・蓋実測図
（阿久津 1985 p.11, 第4図）



写真10 門毛経塚外筒
（阿久津 1985 p.18, 図版2）

これらのうち外筒と蓋はともに土師質で法量は以下の通りである（図3，写真10）。

外筒…口径：17.6 底径：20.7
器高：20.0（平均）

蓋 …外径：21.4 器高：4.6

外筒は粘土巻上げで、成形後に外

面を縦方向の篋磨きで調整している。稜線は鈍く本殿No.1に近い外観である。蓋は全体を篋撫、側面は横方向の篋撫で調整している。

紀年等の銘文は無く、外筒だけからでは時期を明らかにし得ないが、同時に出土したとされる副納品から中世と判断したとのことである。

また、福島市天王寺経塚出土の承安元（1171）年銘のある外筒は、輪積みの上を縦方向の篋削りと横方向の撫で調整されているとのことであり（関 1989）、類似する技法と言えよう。法量は以下の通りである（cm）。

口径：21.5 胴径：23.6 底径：20.7 器高：26.8

なお、色調は褐色で焼成は良好とのことであるが、土師質か否かは明らかでない。

一方、縦方向削りの稜線が残る本殿No.2，宝物殿No.1の類似例として、実見していないが、写真（関 1989）だけから判断すると、伊勢市^{よぎでら}世義寺経筒は成形技法が極めて近いと思われる。

この経筒は古く寛文10（1670）年に同寺の旧地^{まえやまかめやご}前山亀谷郷から出土と伝えられる。奉納銘に治承2（1178）年の紀年があり、重要文化財（旧国宝）の指定を受けて学界に紹介されてきた（三輪 1931）。詳細な資料に接していないが、“器高24.7・径21.0（cm）の太短い円筒形で、底部が少し細くなり、口辺が少し欠損している。蓋はなく、筒の表面は大胆な垂直のヘラ削りで整形している”との説明で、渥美半島で焼成された陶器と推定されている（伊勢市観光協会・伊勢市 2004）。

ここに挙げた成形・調整技法が神社所蔵外筒・蓋と類似する3例は、何れも古代末から中世に互る時期に属している。成形・調整技法の類似のみで直ちに神社所蔵外筒の年代を比定するのは早計に過ぎるが、6で後述する様に『社記絵図』の記載では同類の外筒と共に鑄鉄経筒が出土していることが注目される。

鉄製経筒は全国的にも類例が少なく十数例を数えるのみであるが⁽⁴⁾、その殆どは平安・鎌倉時代と比較的古い時代に属し、類例として挙げた外筒の年代とほぼ一致する。

以上の点から、神社所蔵の外筒と蓋は平安・鎌倉期の所産である可能性が高いと考えられる。

なお、外筒とした遺物に関しては、内部に鉄又は銅製品が納められていた痕跡が見られないこと、それらに納められた経筒と思われる遺物が見当たらないこと、『陶器記』『社記絵図』ともに外筒の中には経筒が納められておらず、鉄製経筒は別の出土品として描かれていることから、必ずしも外筒として用いられたのではなく、寧ろ、それ自身が経筒であった可能性が高いと考えられる。

4. 神社所蔵土器の由来に関する資料

神社所蔵土器の由来に関しては、何の伝えも無いとのことであったが、所蔵文書整理の過程で『瓮壺及土器發見ニ付届』（以下『発見届』と表記）と『甕壺發見ニ付伺』（以下『発見伺』と表記）の2点の文書を杉山氏が見出された（2点とも文書整理番号C-23-2）。

(1) 『発見届』の概略（表3，資料1，写真12）

半紙二折袋綴，天地24.6・左右17.4cm，全2丁の文書である。1丁が届出書本文，2丁が別紙絵図面である。全文を【資料1】と写真12に示した。

茂原警察所長稲垣五郎に宛てた届出書で、氏子総代2名と宮司水鳥川保忠^{みどりかわやすただ}の連名で、3名とも押印があるが、氏子総代2名の印は抹消されている。紙縫りで綴じ、1丁と2丁に掛けて割印をしている。正規の届出書の体裁であるが、別途に訂正された届出書が作成され、この書類は提出されずに残ったのであろう。

(2) 『発見届』の構成

A 届出本文

遺物の発見から届出に至る経緯を述べている。

概略は、“7月17日に本殿の掃除を行った際、本殿内陣床下に昔からある唐櫃が傷んでいるので、修理をしようと開けたところ、壺（外筒）3個と土器（蓋）1個とを発見した。既に寛政年間に出土したものと同類なので、重要な物件と判断して届け出た。”という内容である。

B 絵図面（写真12-①・②）

発見した土器の絵図で、簡単な絵柄ではあるが特徴を良く捉えている。何よりも、外筒の器径と器高が註記されている所に価値がある。

蓋については土器と記されているのみで寸法の註記は無い。ただし、本文では1個と記されているのに対し、絵図では2点が描かれている。

(3) 『発見届』の検討

本文の記述において、“御内陣床下ニ古來ヨリ唐櫃壺筒有之”とあるので本殿に置かれていたとは考えられる。床下とあるのが気に懸かるが、社殿床下ではなく、内陣の壇下の意かと思われる。

“是を何品ノ入物タルヲ知ラズ罷在”とある一方で、“既ニ寛政年度當社御陵ヨリ鑿出候瓮壺ニ類屬シ、不容易器物ト見受候”とあるので、寛政11年に出土したことについては伝えられていたものの、以後、出土品がどの様に扱われたかについては知るところが無かった様子が窺える。

絵図面の外筒に註記された寸法をメートル表記に換算し、径は周囲の長さを円周率で除して求め、結果を神社所蔵土器の実測値と比較したのが表3である。②（本殿No.2）の口径を除いては極めて良く一致している。雑な成形なので、計測部位によって数値に差異が出た結果であろう。

蓋については絵図のみで寸法の記載が無く、直接的な対比は出来ないが、真っ二つに割れた状態の③は本殿No.3に比定して誤りないと思う。⑤は絵柄としては完形であるが、完形の蓋は現存しない。宝物殿No.2が後に破損したものであることを考えると、本来の姿を示しているかとも思われる。

以上から、『発見届』に記されている土器は神社に現存する土器と考えられ、それらは櫃に納められた状態で明治18年までは本殿内陣に伝えられて来たと考えられる。

現在、これらの土器は本殿と宝物殿とに分かれて収納され、他に皿等も加わっていることは3で述べた通りである。明治18年に発見されるまでの由来は『発見届』からは明らかにし得ないし、発見後から現在

表3. 『発見届』記載の法量と所蔵土器実測値との対比(cm)

	発見届①	本殿No.1		発見届②	本殿No.2		発見届③	宝物殿No.1
口径	22.2	22.2	口径	18.3	17.3	口径	16.6	16.2
器高	21.5	21.6	器高	17.0	16.9	底径	17.6	17.5
々	20.9	20.7				器高	13.9	13.8

に至るまでの経過も詳らかではない。今後の神社文書調査の結果を俟つことにしたい。

なお、『発見届』にある唐櫃に該当する物件は神社に現存していないとのことである。

(4) 『発見伺』の概略(資料2)

『発見届』と同内容の文書の下書きである。橙褐色の罫が印刷され、中央柱に「千葉縣長柄郡 本納村／高田村／榎^{えのきかんぼう}神房村 戸長役場」とある。天地24.6・左右34.6cmの用紙を二折して用いている。

表題に伺とある他、文末が“…右圖面等モ相添上申仕候間、其筋エ御上申之上取扱方御指揮被成下度、此段御伺申上候也”とあり、明治18年に本殿から土器を発見した際、当初は取扱の伺として提出する予定であったが、後に届に改めたことを思わせる文書である。宛、差出ともに記されていない。

本文よりも、文末余白の水鳥川保忠によると思われる書込が目される。かなりの訂正が加えられていて判読し難い部分もあるが、最終文案を【資料2】に掲げた。なお、文末が完結していないので文章としては未完と思われる。

内容は寛政11年の出土品と今回の発見品との関係を考察したもので、寛政11年の出土品は11個が届け出られているが、当時はより多くのもので出土し、届出の絵図は、その中の完形品のみを記したもので、今回(明治18年)発見されたのはその残りのものであろう、というのが大意である。

“其内ノ二三ニ可有之”とある其内が、“全体ヲ保存候分”の中なのか、“鋤鍬等ノ災ニ罹リ、蓋ヲ損シ、或ハ全体ヲ缺亡候等モ有之”の中なのかにより、とらえ方が違って来るが、文章の流れとしては後者と読み取るのが自然であろう。

寛政11年に発見以後の経緯について語る資料ではないが、より多くの出土品があったとする可能性は、寛政11年出土品の以後の取扱が判らない中で、類似の遺物が現存している状況から考えると、魅力に富む示唆とは言えよう。

5. 『陶器記』の記載(資料3, 写真13)

ここまでは神社に所蔵されている土器の内容とその由来を中心に述べてきた。次いで、関心の発端となった文書について述べる。

(1) 『陶器記』の概要

『図画』四中に収められている。『図画』は、前近代に発見された考古資料に関する記録や絵図を数多く収め、学史研究にとって重要な資料となっている。『雑抄』及び『図画』については既に述べたことがあるので(西野 1994・1998)、ここでは触れない。

『図画』四中の表紙裏に記された「標目」の第25項には、『上總國橋神社陶器記』とあって「獲」字を欠くが、本紙の表紙記載に従って『上總國橋神社獲陶器記』とし、本稿では『陶器記』と表記する。

『陶器記』は、表紙、裏表紙共で全10丁、この中、表紙裏と裏表紙の表裏は白丁となっているので、本紙は8丁である。寸法は天地26.8・左右19.4cm、美濃版二つ折り袋綴としている。

表題は『陶器記』とあるが、内容は橋樹神社神主水鳥川民部⁽⁵⁾から寺社奉行に宛てた届及び絵図面の

写本である。全文を【史料3】と写真13に示した。

表紙と裏表紙は書写の際に補ったかと思われるが、表紙には、表題の他に右肩に「史地雑」の分類記号が書かれ、右下に「百八十九番」の貼紙がある。こうした分類記号や番号は小杉の手になる他の資料には見られないものであり、料紙の質も他と異なることから、他所の資料が小杉の手に戻して『図画』に収められたと考えられる。

(2) 『陶器記』の構成

『陶器記』全体は、A 届出本文とB 絵図面とから成る。この中、絵図面は本文中に別紙とある様に、本来は別紙として提出されたのであろうが、写本では本文に続けて書かれている。本文、絵図面それぞれの内容は、次の様に分けられる。

A 届出本文

- a. 日本武尊が東征の際、妃弟橘媛が相模海上で海神の怒りを宥めるため、尊に代って海に身を投じたという記紀の伝えがあり、遺骸を葬って周りに植えたと言われる橘が大いに繁茂している神社創建以来の由来があること、及び社殿の背後にある廟陵は高さが2丈余、20間四方で静寂の趣を呈している(2オ～4オ前段)。
- b. 近年、社殿が大破したので、氏子達が努力して再建の運びに至ったが、社地が狭いため、再建する場所は社殿前の神木を伐るか、社殿の後の墳丘裾を開削するしかなく、御鬮により神意を伺うこととし、結果は墳丘裾を開削するに決した(4オ後段～5オ初)。
- c. 寛政11年11月20日(1799.12.16)、墳丘の裾を三間四方開削したところ、絵図面に示す大瓶はじめ4種11点の遺物を掘り出したが、大瓶は妃の遺骸を納めたと思って恐れ、拝見もせず封印をして本殿に納めて日々祀っている(5オ初～5ウ前段)。
- d. 以上の顛末は早速にも届け出るべきことではあったが、寒さのため重病に罹り、最近になって漸く快方に向かったので届出に及んだ次第である(5ウ後段～6オ初)。

B 絵図面

- a. 大型壺 1点(6ウ:写真13-①)

本文中に大瓶と記されているが、比較的広口で腰高の形状の壺である。口縁部内側の描写は成形痕を表していると見られるが、頸部以下の外面に描かれた点が釉の流れなのか、叩き目等の成型・調整痕なのか、何を表しているのかは判断し得ない。

- b. 小型壺 4点(7オ・ウ:写真13-②・③)

小瓶と記されているものに相当する。形状が小型である以外はaと同工の表現である。口縁に横方向に描かれた線が、沈線を表しているのか、成型痕か蓋を表しているのかは図柄からは判断し得ない。

- c. 外筒(蓋付カ) 4点(8オ, 8ウの右側2点:写真13-④・⑤)

小坪と記されている。キノコのような形で上部に帽子を被った様な姿であるが、口縁の開きを表しているとするには、上記の壺の図と比しても不自然である。図柄としては非常に判り難いが、蓋を被せた状態を描いたと思われる。

- d. 鉄製経筒 2点(8ウの左側1点, 9オ:写真13-⑤・⑥)

本文中に鉄鐘と記されているが、かなり錆びた状態の筒形を表したものである。何れも蓋を具え、

9オは台座を有する形である。

(3) 『陶器記』と『社記絵図』の比較

『陶器記』については、次項で述べる『縣社橋樹神社社記 一』（以下『社記』と表記）なる簿冊中に記載された『陶器記』の絵図写（以下『社記絵図』と表記）と、別文書の『口上覚』の2点は『陶器記』を補うところが多いので、両者を参考に検討する。

近世後期に描かれた出土品絵図の多くが寸法等を註記しているのに対し、それを欠くことは『陶器記』に接した当初に感じた不審な点であった。

『社記絵図』、『陶器記』ともに写本であるが、同じ遺物を描きながらも註記の有無と図柄の点で異なることは、両者は別本から伝写され、系譜が異なっていたことによると考えられる。

強いて想像を巡らすならば、当初は“恐入拝見も不仕、其儘封印仕候而、右品々本殿江納置、日々祓修行”の状態、外筒も蓋をした様な状態の絵柄で奉行所に届け出たが、『口上覚』に見る様に細かく訊ねられ、改めて詳細な絵図を作成し提出した、即ち作成の時点が異なっていたと考えられる。それぞれの原文書や、『口上覚』後の経過を示す文書が発見されていないのでこれ以上は明らかにし得ない。

両者の絵図を通して注目されるのは、小瓶とされている小型壺胴部に横方向の線が3本描かれていることである。両図とも稚拙な表現なので断じ得ないが、三筋壺を表したとすれば年代を考える上での示唆となる。

6. 『社記絵図』及び『口上覚』の記載

(1) 『社記絵図』の概略（表4、資料4、写真14）

『社記』は明治35（1902）年11月、当時の宮司水鳥川保徳が神社の由来等を取りまとめ、内務省神社局へ呈出したとの奥書⁽⁵⁾がある冊子1冊である。天地27.8・左右19.5cm、本文は美濃判二折袋綴で全18丁。これに厚目の紙を表紙として付けている（文書整理番号C-11）。

中に「上總國長柄郡一座式内橋神社之社地より堀出候瓶壺の繪圖面」の項目があり、14丁の表裏に互って『陶器記』の絵図面と同じ内容の絵図面の写が収められている。全文を【資料4】と写真14に示した。

『陶器記』の図柄もかなり稚拙であるが、『社記絵図』は更に酷く、壺に至っては俵の様な形に描かれている他、外筒と思われる遺物は蓋を被らずに描かれる様な違いも見られる。但し、蓋についてはどこにも描かれていない。

大きな特色は各部位の寸法等が註記されて

表4. 『社記絵図』記載遺物の法量(cm)

番号	器種	器高	径	材質等
社記①	大瓶(壺)	75.8+	43.4+	
社記②	小瓶(壺)	27.3+	17.4	鉄の二重蓋, 中に水
社記③	小瓶(壺)	〃	〃	中に土砂
社記④	小瓶(壺)	〃	〃	
社記⑤	小瓶(壺)	〃	〃	
社記⑥	小坪(外筒)	30.3+	22.2	カワラケ焼(土師質)
社記⑦	小坪(外筒)	21.2+	17.4	〃
社記⑧	小坪(外筒)	18.2+	16.4	〃
社記⑨	小坪(外筒)	〃	〃	〃
社記⑩	鉄鐘(経筒)	24.2+	9.5+	鑄鉄
社記⑪	鉄鐘(経筒)	9.1+	5.8	鑄鉄, 腐食

いることであるが、“…余”の如くかなり大まかな記載である。それでも、概略にせよ法量を知り得る点と、蓋を開けたと思える内容物を記載した点、及び“焼はかわらけやき”とか“鑄物之躰ニ相見へ”と材質を知る手懸りを与える点とで『陶器記』の欠を補うこと大なるものがある。法量と特徴的な記載を表4に示した。

(2) 『口上覚』の概略(資料5)

神社所蔵文書中の状1通である(文書整理番号B-4)。天地32.6・左右66.0cm(右端から44.1cmで継)と大判で厚地の料紙に記され、文末に水鳥川民部の署名と押印があり、日付と宛先として寺社奉行所が記されている。同文が『社記』15丁に納められている。

冒頭の口上書を提出するに至った理由と、文末の遺物発見後の取扱及び今後の本殿納置を願い出た部分を除いて、内容の大方は『陶器記』本文と重複するので、【資料5】には冒頭と文末部分のみを示した。

冒頭では4月25日に届出をしたところ、奉行所で委細を尋ねられたが十分な答弁が出来なかったため、改めて口上書にまとめて提出するとの主旨が述べられている。この部分では、『陶器記』及び『社記絵図』ともに欠いていた日付を知ることが出来るとともに、“恐入候而已ニ而、申上方一切相分不申”とあることから調べが厳しかった様子が窺われる。

取扱を述べた部分では、“裾通ニ者御尊骸之品可有之と者夢々存不申候所、不存寄別紙之通り土品掘出候而恐怖仕”と、遺物の存在を全く知らないで掘り出してしまったことと、“大瓶者御尊骸と奉存候故、蓋之俣箱ニ入封印仕”て本殿へ納め毎日祓修行をしていることを述べ、続けて“右之品自今永久本殿江納置”たい旨を願っている。

ここで中心となっているのは、大型壺(『陶器記』①)のみであり、他の遺物については触れていない。それは①こそ“眞之御神躰と存”じた故であり、御神体ならば1個のみでなければならなかったからである。他の遺物については、『社記絵図』の註記にも見られる様に中を改めているので、大型壺とは別に扱われたと考えられる。

7. 出土後の遺物の扱い

寛政11年に出土した遺物が翌年春までは神社本殿に収められていたことは資料3・5の示すところであるが、以後どの様に扱われたかに関しては、僅かに『上総國誌』が次の様に述べているのみである。

「又、故神官水鳥川民部ノ家記ニ曰ク、寛政十一年己未十一月、當リ本社ノ再建ニ、鑿ツコトニ社後之丘ヲ數尺ニシテ而出スニ大小ノ瓮壺十一箇ヲ。蓋、鐵造二箇、陶製九箇ナリ。於テ是ニ乎神官恐懼シ、直ニ具シテ狀ヲ稟スニ于官ニ。官譴ムニ其發陵之罪ヲ。然レドモ以テ下事出デ不意ニ、且、係ルヲ神廟ノ修理ニ、爲ニ所ルニ有ス。有リニ幕命ニ。使ムルコトニ納メニ瓮壺ヲ皆如シテ故ノ云フ。當時所レ出數壺、今存ニ模圖ニ。」

これによれば、出土したことを届出て幕府が事情を糺したが、予期せずに出土したことと、理由が社殿修復にあったことから、罪を問わず出土品をすべて元通りに納めさせたことになる。

経過の一部は既に見た『口上覚』の内容と一致するが、“使ムルコトニ納メニ瓮壺ヲ皆如シテ故ノ云フ。”とある最終的な処分は、『口上覚』以後に下されたことになる。既に“普請も追々出来仕”の段階では、旧の如く

納める－埋め戻す－のは現実には不可能であったろうから、何らかの方法で“如^{シト}レ故”の体裁を整えたものと思われる。

考えられるのは、① 本殿床下に埋める、② 場所を変えて墳丘に埋める、③ 本殿に安置する、の何れかであろう。①が最も自然な姿であろうが、②を考える場合には本殿西側の板石で蓋をした様な場所の意味も考えておく必要がある。

明治初年に安川が『上総國誌』を編む際⁽⁷⁾に拠った『水鳥川民部家記』は、その名の如く水鳥川民部の手になる記録であろう。古くから宮司職を継いできた家であるから多くの内容が含まれていると思われるが、神社には伝えられておらず、その所在については明らかではないとのことである。

また、摸図が残っていたとあり、恐らくは、『社記絵図』もこれを底本としたであろうが、これについても現在は見当たらない。

8. 墳丘出土の常滑壺 (写真11)

冒頭で述べた墳丘出土の陶器については、市教育委員会の津田氏が近日中に報告を公にされるとのことなので、詳細は報告に譲るが、経塚に関係すると思われる遺物なので概略だけを紹介しておく。

出土の端緒は平成14(2002)年秋の台風で、倒れた木の根に抱かれて掘り上がった状態を杉山氏が発見したことによる。

発見された位置は本殿の真後ろの墳丘上部に近い部分である。木の根が持ち上がった状態なので詳細な埋置状況は明らかではなかった(写真11-①)。

壺周囲の土からはかなりまとまって木炭塊が発見されているので(写真11-②)、本来は、土坑中に木炭で囲んだ状態で正位に埋納されていたと考えられる。蓋に相当する遺物は発見されなかったが、上半部の欠失が甚だしいので、木が倒れた際に失われた可能性も考えられる。内部に詰まっていた土からは遺物は何も発見されなかった。



① 出土時の状況



② 壺周囲の木炭



③ 壺外観

写真11 本殿後背墳丘出土の陶器壺

下半部の約1/2を残すが、上半部はかなり欠失し、口縁はごく一部を残すのみである。口縁部、肩部、と胴下半部の破片とは直接に接合しない様である。胴下半部の現存高は23.0cmで、赤褐色の肌の上に常滑焼特有の緑色釉が幾筋か流れている(写真11-③)。復元が終わっていないので全体の形状が明らかでな

いから断定は出来ないが、中世前期の所産と考えられる様である⁽⁸⁾。

寛政11年出土品と明治18年発見品の関係は必ずしも明確では無いものの、この場所から外筒、蓋、経筒及び壺がそれぞれ複数個ずつ出土しているので、この場所に経塚が集中して営まれ群を形成していたことが考えられる。今回発見された常滑壺は隣接した地から出土し、かつ、木炭で囲まれた埋置状況と併せて判断すると経を納めた容器として使われたと考えられる。

その他、現在神社に所蔵されている遺物中に数多く見られる皿は、資料として挙げた諸文書には載せられてはいないが、境内地及び周囲が縄文時代の遺跡であることからすると、経塚群に伴う副納品としてこの場所から発見された可能性が高いと言えよう。

経塚が集中して営まれる場所が古くからの信仰や崇敬の対象地に多く見られることはよく知られているところである。橘樹神社が式内社として古くから著名であり、本殿後背の墳丘が弟橘媛の墓所であるとの伝説と相俟って、この場所が崇敬されてきたことが経塚群造営の背景にあったと考えられる。

9. まとめ

神社に現存する遺物、これに関連する発掘及び発見の文書、及び最近出土の壺について紹介するとともに検討を加えた。資料の性質が多岐に亘り、かつ、関連し合ったので行論輻輳して論旨を整理しきれなかったことは、一に筆者の力不足によるが、これまでに述べたことを要約すれば以下の通りである。

- (1) 神社所蔵遺物のうち本殿No.1, No.2, 宝物殿No.1の3点は外筒又は経筒、本殿No.3, 宝物殿No.2の2点はそれらの蓋である。ただし、外筒及び蓋の個別の対応関係は明らかではない。
- (2) 遺物の中に年代を直接的に示すものは無いが、類例からすると古代末から中世と考えられる。
- (3) (1)に挙げた土器は明治18年に本殿から発見されたとする『発見届』記載の土器として誤りないと考えられる。
- (4) 『社記絵図』は、寛政11年の社殿造営時出土した遺物に関して記した『陶器記』の欠を補い、出土品の性格を明らかにし得る資料であり、『陶器記』とは別系統の写本である。
- (5) 寛政11年出土品の以後の扱いについては明確にし得なかった。現存する(1)の遺物はその一部である可能性も考えられる。
- (6) 本殿後背の墳丘からは経塚関係遺物がまとまって発見されているので、ここに経塚群が形成されていたと考えられる。その背景には、この場所が“聖なる場所”として崇敬を集めてきたことがあったと思われる。

その他に、諸史料や神社所蔵の中世文書⁽⁹⁾が示す様に、橘樹神社は安楽寿院領として、古代末から中世に大きな位置を占めていた歴史的背景との関連で考察すべき点もあったと思うが、それは他領域に携わる筆者の能くするところではないので、触れなかった。

未公開の考古資料・学術資料の発表と、それらを通してこの場所が遺跡として持つ歴史的意味の一端を提示したことで本稿の結びとしたい。

謝 辞

本稿を草するに当たっては、多くの方々にお力添えを戴いた。以下に御芳名を掲げて感謝の意とするが、特に、所蔵遺物の実測、所蔵文書の閲覧を許して戴いた橋樹神社宮司杉山正晃氏、紹介の労をとられた茂原市教育委員会津田芳男、加藤正信の各氏には一方ならぬ御芳情に預かった。

遺物に関しては、阿久津 久、井上 哲朗、笹生 衛、松本 健速、山田 友治、吉澤 悟、古文書解読に関しては内田 龍哉、米谷 博、紺野 浩幸、関連文献に関しては高橋 克、宮内 潤子の諸氏に御教示戴いた。

なお、最後になったが、財団法人千葉県文化財センター創立30周年を記念する論集の刊行に当たって、執筆の機会を与えて戴いた同センターの関係各位に深甚なる謝意を表するものである。

【資 料】

資料については以下によった。

1. 字体は極力原文に従った。
2. 片仮名はそのままとし、変体仮名は平仮名に改めたが、「而」「江」はそのままとし、小字にした。
3. 挿入の字句は（ ）内に記した。
4. 明らかな誤字の場合は、その字に傍点を附し、上に「ママ「正字」カ」と小字で記した。
5. 改丁の箇所は「で示し、丁数・表裏は上に小字の数字とオ・ウを記した。
6. 2行割の頭書や複数行の註記の場合のみ／で改行箇所を示したが、其の他の場合は改行箇所を示さなかった。
7. 原文には句読点が付されてないが、筆者が読点を適宜に附した。
8. 資料中の絵図については、読解や本文・表との対照の便を図るため丸付き数字で番号を附した。番号の附し方は各図とも右から左方向へを原則に、複数段の場合は、右上から始まり、右下 → 左上 → 左下方向の順とした。
9. 資料に関して必要な説明事項は、〈 〉又は〈 〉内に註記した。

【資料1】 『発見届』（写真12）

¹² 瓮壺及土器發見ニ付届

長柄郡 本納村

式内／縣社 橋神社

右者本月十七日本殿掃除之際、御内陣床下ニ古來ヨリ唐櫃壺箇有之、是を何品ノ入物タルヲ知ラズ罷在候處、鼠喰及破損ノ箇所モ有之ニ付、修繕相加エ度披見仕候處、別紙繪圖面ノ瓮壺三箇、土器壺箇納置有之、實ニ古代ノ器品ニテ、既ニ寛政年度當社御陵ヨリ鑿出候瓮壺ニ類屬シ、不容易器物ト見¹²受候ニ付、此段御届申上候也

明治十八年七月廿四日

當社

氏子惣代 鈴木 喜作（印）《印抹消》

〃 草野甚三郎（印）《印抹消》

當社

祠官 水鳥川保忠 (印)

茂原警察署長

千葉縣警部 稻垣五郎殿

《1ウ・2オにかけて水鳥川と鈴木の割印》

²¹ 長柄郡本納村式内縣社橘神社ヨリ發見ノ瓮壺及土器繪圖面 (写真12)

《右上 外筒図①註記》 周囲二尺三寸 丈ヶ六寸九分 《右側》 丈ヶ七寸壹分 《左側》

《右下 外筒図②註記》 周囲壹尺九寸 丈ヶ五寸六分

《左上 蓋図③註記》 土器

《左下 外筒図④註記》 周囲一尺七寸二分 《口縁部》 周圍一尺八寸二分 《底部》

丈ヶ四寸六分

²² 《右上 蓋図⑤註記》 土器

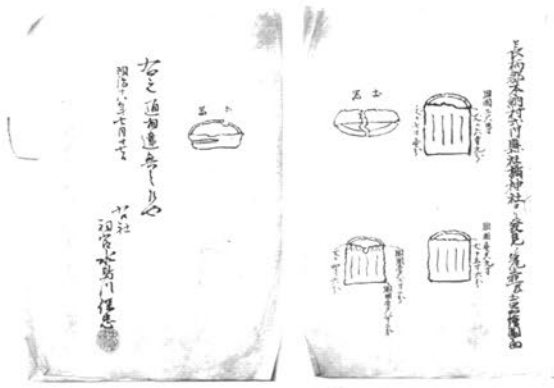
《以下絵図に続いて末尾》

右之通相違無之候也

明治十八年七月十七日

當社

祠官 水鳥川保忠 (印)



② 2ウ

① 2オ

写真12 『発見届』の絵図面

【資料2】 『発見伺』の本文末余白書込

既ニ寛政十一未末十一月本殿築建之節、社後御陵之裾ヨリ鑿出候甕壺陶器九箇、鐵壺二箇、當時上申候得共、○往時ヲ追考スルニ、掘出候瓮壺土器之類不知許多現出候事と想像仕候、儘トナレハ全体ヲ保存候分右十壺箇にシテ、其他ハ鋤鍬等ノ災ニ罹リ、蓋ヲ損シ、或ハ全体ヲ缺亡候等モ有之、右今般發見候處別紙圖面之瓮壺土器ハ其内ノ二三ニ可有之ト存候、其他境内土中ニ土器トモ (以下空白)

【資料3】 『陶器記』(写真13)

¹ 《本文表紙 (本文共紙)》

(右 肩) 史地雜 (右下 貼紙) 百八十九番

(左肩) 上總國

橋神社獲陶器記

12
|
《白》
2オ
|

乍恐以書付御届奉申上候

瀧川小右衛門¹⁰⁾ 御代官所

上總國長柄郡本納村

橋樹神社神主

水鳥川民部

一 當社之儀者、人皇拾二代景行天皇第四之皇子日本武尊ノ妃橘姫命を勸請之社ニ而、國(史)^{2ツ}「延喜式ニ、上總國長柄郡一座と有之、三代實錄、類聚國史等ニ茂橋樹神社と有之、唯一宗源之御社ニ御座候、景行天皇四十年、東夷征伐之宣命皇子日本武尊ニ賜り、吉備武彦、大伴武日連を副將として、冬十月御出都被爲在、伊勢神宮江御拜禮、齋宮倭姫命より草薙之寶劔を乞請、直東國^{3オ}「江御進發、駿河之凶賊共悉御退治被爲在、同十一月相模國^{3ウ}と上總國江御渡海之砌、相州走水沖ニ而類ニ風波立、覆御船危急之御難故、若皇子之御身ニ違あら者、天下萬民之嘆、世上動亂之基にも可相成、願者妾か命を以皇子の御身ニ代り奉らんと海神ニ祈誓し、竊ニ海中江沈給ひしかは、忽^{3ウ}「風波穩ニ成、上總國黒戸濱江着船被遊、日本武尊御悲哀之餘寢食をも不被思召、国民普 内諒闇ニ籠り、悲歎之聲無止時、然るに一七日之後、橘姫之御尊骸海上ニ浮候故、御衣、御手道(具)等者、黒戸之濱近所成里陣所江納メ、御跡四五ヶ所今吾妻大權現と致尊崇來、御尊骸者同十一月當村江御葬ニ到御^{4オ}「座候而、御廟陵之四方橋樹澤山被爲植置、於今悉生茂り、外ニ比類無之大木ニ御座候、御廟陵之儀者、本社之後ニ而高式丈餘、四方二拾間餘有之、寂々たる躰ニ御座候、然る處近年社殿及大破候故、産子共致丹誠漸再建ニ相懸り、追々出來仕候所、社地甚間狭ニ而、前者神木之橘樹生茂り、後者御廟陵ニ而、普請之^{4ウ}「差支ニ相成り、迷惑至極ニ御座候得共、前後之地面不輕ノ場所ニ而、神慮恐多當惑仕候ニ付、去十一月社職之者共村役人、惣産子共一同相談之上、前之神木を伐り可然哉、後之御陵ノ裾を切開可然哉、御鬮を捧神慮ニ伺奉り、其上何れ共神慮ニ任可然之旨一決仕、御鬮を捧神慮窺聞候處、後之地面^{5オ}「切開之御鬮下り候故、神慮ニ随ひ冬十一月廿日^{・鐘カ}〇初仕、御陵之裾通り四方三間間切開之處、土中^{・ママ鐘カ}と大瓶壺ツ、小瓶四ツ、小坪四ツ、鉄童式ツ、都合拾壺品掘出申候、尤右品々別紙画面圖之通相違無之、外ニ怪躰之義者曾而無御座候、大瓶ニ者、御尊骸納義と心得候故、神慮恐入拜^{5ウ}「見も不仕、其儘封印仕候而、右品々本殿江納置、日々祓修行仕候、日本武尊東九御征伐之義者日本之爲龜(鑑)、日本書^{ママ}記、古事記等ニ顯然義ニ而、不輕義ニハ御座候、右之始末早速御届可申上候ト存候所、寒氣尚々益重病差發有之近日休候、此節漸快氣仕候ニ而御届奉申上、右之段宜御聞^{6オ}「置被下様奉願上候 以上

瀧川小右衛門御代官所

上總國長柄郡本納村

橋神社神主

寛政十二申年四月

水鳥川民部印

寺社

御奉行所

⁶2 「上総國長柄郡一座式内橘神社之社地と堀出候瓶坪之繪圖面 (写真13)

《以下9才前半まで土器等絵図11点》

《大瓶 (壺) 図1点 ①》

⁷才 「《小瓶 (壺) 図2点 右②:左③》

⁷才 「《小瓶 (壺) 図2点 右④:左⑤》

⁸才 「《小坪 (外筒) 図2点 右⑥:左⑦》

⁸才 「《小坪 (外筒) 図2点 右⑧:中⑨, 鉄鐘 (経筒) 図1点:左⑩》

⁹才 「《鉄鐘 (経筒) 図1点 ⑪》

右繪圖面之通都合拾一品ニ而御座候 以上



写真13 『陶器記』の絵図面

瀧川小右衛門御代官所

上総國長柄郡本納村

橋神社之神主

水鳥民部 印

寛政十二申年四月

⁹² 寺社

御奉行所

¹⁰⁴ 《裏表紙白》

【資料4】 『社記絵図』(写真14)

¹⁴¹ 上総國長柄郡一座式内橋神社之社地より堀出候瓶壺の繪圖面

《大瓶 (壺) 図 右上①》 高サ二尺五寸余、横四尺五寸余之丸、中に者如何様之品々御座候哉、披見不仕候

《小瓶 (壺) 図 右下②》 高サ九寸余、横一尺八寸丸サ、中ニ清水入テ有之、尤鐵蓋にて、二重蓋ニ御座候

《小瓶 (壺) 図 左上③》 大サ右同斷、中ニ土砂之類入れ而有之候

《小瓶 (壺) 図 左下④》 右同斷

¹⁴² 《小瓶 (壺) 図 右上⑤》 右同斷

《小坪 (外筒) 図 右下⑥》 高サ壹尺余、横二尺三寸丸、焼ハかわらけやきにて御座候

《小坪 (外筒) 図 中上⑦》 高サ七寸余、横壹尺八寸丸、焼色右同斷

《小坪 (外筒) 図 中下⑧》 高サ六寸余、横一尺七寸丸、焼色右同斷

《小坪 (外筒) 図 左上⑨》 右同斷

《鉄鐘 (経筒) 図 左中⑩》 高サ八寸余、横一尺余ノ丸、鉄器にて、鑄物之躰ニ相見へ申候

《鉄鐘 (経筒) 図 左下⑪》 高サ三寸余、横六寸丸、鉄器にて、鑄物之躰ニ相見、悉朽損申候

右繪圖面之通り都合拾壹品ニテ御座候 以上

瀧川小右衛門御代官所

上総國長柄郡本納村

橋神社

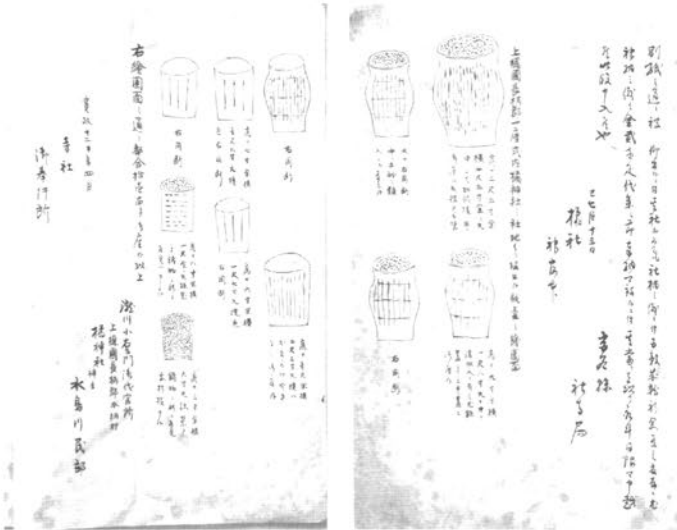
神主

水鳥川民部

寛政十二申年四月

寺社

御奉行所



②14ウ

①14オ

写真14 『社記絵図』

【資料5】 『口上覚』(抄)

去冬十一月當社中にて掘得候品々、一昨廿五日以書付御届申上候所、右之始末取計方等逐一御尋ニ御座候得共、私儀一向事馴不申、殊ニ初而 御奉行所江罷出候故、恐入候而已ニ而、申上方一切相分不申候ニ付、口上書を以て左ニ奉申上候、〈中略〉裾通ニ者御尊骸之品可有之と者夢々存不申候所、不存寄別紙之通り土品掘出候而恐怖仕、大瓶者御尊骸と奉存候故、蓋之俣箱ニ入封印仕、橘媛命勸請之社故眞之御神躰と存、早速本殿江納め、其以来者無怠慢日々祓修行仕候、正ニ神慮ニ叶候哉、普請も追々出來仕、何之故障妨も無御座、産子一統難有感伏仕候間、右之品自今永久本殿江納置、尊崇仕度奉存候、外一切意存無御座候之間、御賢察之上宜 御聞濟被下置候様、重々奉願上候 以上

瀧川小右衛門御代官所

上総國長柄郡本納村

橘神社之神主

寛政十二申年四月廿七日

水鳥川民部 (印)

寺社

御奉行所

註

- (1) 平成12(2002)年橘樹神社禰宜、翌13年4月に故鎗田四郎氏の後を承けて宮司就任。
- (2) 『橘樹神社境内地明細帳』(全18丁)に含まれている「明細圖書」の“橘比賣命御陵墓”には“高+三丈一尺(9.4)／東西 三十四間(56.4)／南北 三十一間(56.4)／裾廻り九十間(163.6)”とある〔()内はメートル換算〕。
- (3) 経筒外容器とも呼ばれるが、外容器には専用に作られたものと、通常の甕・壺等を転用したものとがあり、後者では経筒容器と陶磁

器との両面からの研究が必要とされることは早くから指摘されてきた(矢島1937 p.)。本稿では狭義に、専用容器としての外容器の意で外筒とした。ただし、外容器以外に経筒そのものとして使用した可能性があるため、その場合の用語の使い分けは今後検討する必要がある。

(4) 「第五部 経塚研究の基礎史料」(関 1989 所収)に見られる数である。

(5) 水鳥川忠恭(忠恭の読みは不明)、民部輔を称している。

(6) 奥書は以下の通り(読点筆者)。

“今般内務省社寺局ニ於テ、明治神社帳御編成趣キヲ以テ、祭神、由緒取調方ノ儀御達シニ付、別冊ノ通取調奉呈候也”

千葉県上総國長生郡帆丘町本納

明治三十五年十一月

縣社橋神々司 水鳥川保忠

(7) 安川惟禮が「上総國誌」を編纂したのは、『房総叢書』の解題(p.384)によれば“千葉縣修史の命を奉じ”とあるので、出版された明治10年の前数年間であったと思われる。

(8) 山田友治氏に写真から推定して戴いたところでは、およそ13世紀の作とのことであった。

(9) 神社所蔵文書の内、建久5(1194)年から嘉禄元(1225)年にかけての10通が「橋木社(たちばなしゃ)文書」として千葉県有形文化財に指定されている(平成元.3.10.指定)。その中の9通が橋木荘の寄進や所領安堵に関する内容である。本来は荘園領主であった京都醍醐寺報恩院に伝来したものが、宝暦4(1754)年以降、様々な手を経て大正15(1926)年に神社の有になった(千葉県教育委員会 1990 p.282)。

(10) 通称は小右衛門、諱は惟一。佐久間次左衛門長孝の三男で瀧川貞倚の末期養子となり家を継ぐ。寛政5(1793)年代官、文化8(1811)年美濃郡代、同11年6月7日美濃で歿(73歳)(小川 1997 pp.1607-1608, 『新訂 寛政重修諸家譜』第十九 p.50)。

文献目録

阿久津 久 1985 「門毛経塚遺物と中世陶器」『茨城県立歴史館報』11 pp.1~21. 茨城県立歴史館

小川恭一 1997 『寛政譜以降旗本家百科事典』第3巻 東洋書林

財団法人千葉県文化財センター 1999 『千葉県埋蔵文化財分布地図』(3) 千葉県教育委員会

社団法人伊勢市観光協会・伊勢市 「文化財」『はじまりのまち 伊勢』(HP; <http://www.ise-kanko.jp>)

関 秀夫 1989 『経塚の諸相とその展開』 雄山閣出版

統群書類従完成会 1966 『新訂寛政重修諸家譜』第十九

千葉県 1919 『千葉縣誌』下巻 多田屋書店〈復刻: 千秋社 1984〉

千葉県教育委員会 1990 『千葉県の文化財』

長生郡教育会 1913 『長生郡郷土誌』〈復刻: 崙書房 1976〉

西野 元 1994 『『徴古雜抄』に描かれた房総の埴輪』『日本と世界の考古学』pp.260~274. 雄山閣

1998 『『徴古雜抄』 圖畫と荻原巖雄の考古図録』『網干善教先生古稀記念論文集』下巻

pp.1679~1692. 網干善教先生古稀記念会

三輪善之助 1931 「伊勢の陶製経筒」『考古學雜誌』第21巻第8号 pp.584(44)~586(46).

矢島恭介 1937 『経塚』『仏教考古学講座』第10巻 雄山閣

安川惟禮 1879 『上総國誌』 松雲齋《紀元二千六百年記念房総叢書刊行会 1942 『房総叢書』第7巻 〈復刻: 千葉県郷土資料刊行会 1972 『房総叢書』第4輯〉に収録)